

2013年4月1日制定

2016年4月1日改訂

2021年4月1日改訂

## ボランティア情報の取り扱いに関する指針

京都産業大学ボランティアセンター

京都産業大学ボランティアセンターは、以下の指針に基づいてボランティアに関する情報を取り扱うものとする。

### 1. ボランティア情報の受付基準

#### (1) ボランティア募集をおこなう団体

ボランティア・市民活動としての実績を有する団体を対象とする（法人格の有無は問わない）。

#### (2) 受付できる情報

- ① 公共性・公益性を有する活動
- ② 営利を目的としないもの
- ③ 政治的・宗教的活動を目的としないもの
- ④ 活動にあたり、安全管理が十分になされていると判断される活動
- ⑤ 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応がなされている活動
- ⑥ その他、京都産業大学ボランティアセンターが適切と判断するもの

### 2. 活動に際しての留意事項

- (1) ボランティア希望者に対して活動内容や条件等を提示し、その内容について両者が合意した上で活動を始めること。
- (2) 活動を始める前にオリエンテーション等を実施して、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達するとともに、活動が始まった後は、必要に応じて研修・支援などを行なうこと。
- (3) ボランティア活動中は、各団体のボランティア担当スタッフとともに活動を行なうこと。
- (4) ボランティア保険の加入の有無を確認し、加入していない場合は活動前に加入を促すこと。
- (5) 活動中に本学学生に何らかのトラブルが発生した場合、ただちにボランティアセンターと状況を共有すること。

### 3. 免責

京都産業大学ボランティアセンターで紹介する情報に関して発生した一切の行為とその結果について、京都産業大学ボランティアセンターでは一切の責を負わない。